

第三セクター等改革に関する新指針の検討【2】

2014年度以降の第三セクター等のあり方に関して、総務省としての第三セクター運営に関する新たな指針を提示することが検討されている。第三セクター改革等推進債の発行期限切れを受けて、現在の指針を2014年度以降に対応できるように見直す取り組みであり、総務省の研究会で3月には大きな方向性が提示される予定である。前回に引き続きその検討で重視される事項を紹介する。

地方公共団体としては、採算性を失う、あるいは多大な財政的リスクを負う等の理由により、抜本的改革を含む経営健全化に係る検討を行うことが必要な第三セクター等を速やかに把握することが必要である。その把握のため、第三セクター等の法人形態や行う事業の公益性等を踏まえつつ、採算性を失っている等により「抜本的改革を含む経営健全化が必要である」と判断し、経営健全化に取り組むべき基準について、総務省の一定の考え方（可能な限り客観的な基準となるもの）を提示する取り組みを行う。

経営が悪化している第三セクター等のもとより、経営が悪化していない第三セクター等についても「第三セクター等」の形式で事業を行う理由、そして最適な経営手法は何かについて不断の検討を行うべきであり、そのためには、予め存続の前提となる条件（いわゆる「ゴーイングコンサーン」）を明確化しておくことが望ましい。なお、恒常的に黒字の第三セクター等については、黒字を理由に第三セクター等の形態での存続を正当化するのではなく、民営化を含む民間の知見・資金等の活用等を検討すべきことについて、改めて指摘する必要がある。また、第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化を行う際には、議会・住民等に対して、事業採択から現状に至った経緯や責任の所在、行おうとしている取組が最善のものと考えられる理由と見込まれる効果、必要となる経費と関係者間での負担配分等について、詳細に説明を行い、理解を得る取組みを進める。抜本的改革を含む経営健全化を行う際の議会の関与について、具体的な手順・留意点等を説明する。

2014年度以降は経過措置（経過期間は2016年度まで）を除き、第三セクター等改革推進債は活用できない。この第三セクター等改革推進債が存在しない状況において、債務処理を伴う第三セクター等の整理の進め方等について、具体的な手順・留意点等を詳細に指針において説明する。特に、債務調整等により発生する地方公共団体の負担については、法律上負担することがやむを得ないものに限るべきであり、その最小化を図るべきであること、第三セクター等が保有していた資産を地方公共団体が保有することとなった後は、抜本的改革終了後、第三セクター等が行っていた事業の公共性や経済性等を踏まえて、適切な管理・処分等と継続的な情報開示等を行うべきことを明確にする。

地方公共団体が「なぜ当該事業・住民サービスを第三セクター等の形式で行うのか」ということを十分に検討するとともに、当該事業・住民サービスを行うためにガバナンスの側面から最も適切な事業手法・法人形態を採用するべきである。また、前述したように新たな設立の際には、予め存続の前提となる条件（ゴーイングコンサーン）（民営化を含む。）を明確化しておくことが望ましい。設立する第三セクター等の資金調達については、事業自体の収益性に着目した考え方を基本とするべきであり、それが困難な場合には、基本的に第三セクター等の設立を断念するべきである。新たに設立する第三セクター等に対して、損失補償は行うべきではなく、イニシャルコストに係る出資や長期貸付金等によるべきであることを引き続き指摘する。第三セクター等に対して行う公的支援（特に財政的支援）について、国としての現在の指針同様の基本的な考え方を示すとともに、公的支援を行う考え方・必要性、支援を行う範囲、支援を行う上限、支援を打ち切る要件等について予め明らかにしておくべきことを地方公共団体に要請する点などが重要な指針作成のポイントとなり得る。

本ニュースの前の整理分も含め3月を目途に、研究会での議論を進めることになる。